

事業計画

事業方針

人口減少、少子高齢化の進展、単身世帯の増加等により、地域のつながりや支え合いの力の弱まりが心配されます。また、昨今の不安定な世界情勢、生活物資の高騰等により日々の生活に不安や行き詰まり、孤独・孤立を感じる方の増加等、新たな社会課題が顕在化し、地域社会が直面する課題の複雑化・多様化が進んでいます。

そうした中、住民やボランティア、関係団体・関係者と連携・協力し、第5期八百津町地域福祉（活動）計画の理念である「やさしい気持ち おもいやりの気持ちで つながるまち」の実現を目指して次の3点を重点目標として各事業に取り組みます。

○重点目標

1. 住民が地域の福祉に関心を持ち、参加するきっかけづくりを行い、地域内で住民が互いに支え合う地域共生社会の実現を目指します。
2. 豪雨災害や南海トラフ地震などの大規模災害時にスムーズにボランティアを受入れ、活動ができるよう災害ボランティアセンターの機能強化を図ります。
3. 在宅で介護を必要とする高齢者や障がい者に対し、質の高いサービスを継続して提供できるように介護職員のスキルアップと安定したサービス提供体制づくりに努めます。

事業内容

1. 組織の充実と会員の拡大

(1) 組織の運営

理事会・評議員会を開催し、組織内の情報の共有・意思疎通を図り事業を推進します。

- ①理事会 (3回予定 6月・11月・3月)
- ②評議員会 (2回予定 6月・3月)
- ③監事会 (5月)
- ④正副会長会 (随時)
- ⑤評議員選任解任委員会 (随時)

(2) 財政基盤の強化

社協活動、会費の使途等について住民へ周知を図り、社協活動への参加・協力を呼びかけて会員の確保を図るとともに特別会員の拡大を推進することで自主財源づくりを図ります。

(3) 職員の育成・スキルアップ

職員個々の資質の向上、担当業務のスキルアップ、業務の効率化を目的として社内研修を充実させるとともに県社協などが行う外部研修に積極的に職員を参加させます。

2. 広報・啓発活動

(1) 広報紙「やおつ福祉だより」の発行（共同募金配分金事業）

社協及び社協事業について住民に知らせるとともに社協の認知度向上を目指し、広報紙「やおつ福祉だより」を年5回発行し、町内全戸に配布します。また、町外の方や自治会未加入者も閲覧できるようホームページに掲載します。

(2) 社協の見える化の推進

様々な世代に対して社協の活動を知ってもらうため、ケーブルテレビ、町のタブレット端末等を活用した情報発信を行います。また、ホームページの定期的な更新を行います。

3. 調査・研究

(1) 介護事業の運営に関する研究（新規）

将来にわたって介護サービスを安定的に供給するため、中長期的な視点をもって今後の介護事業所の運営について検討します。

(2) 法人後見に関する研究（継続）

高齢化の進展にともない判断能力が不十分な方の増加、特に身寄りのない方や親族等による支援が難しい方が多くなることが懸念されます。そうした方に対する権利擁護支援体制を実現する方法として法人後見の実施に向けた研究を行います。

4. 相談・支援事業

(1) 福祉総合相談の実施

生活の困りごとを気軽に相談できる窓口を目指し、職員が電話や面談により相談を受け、関係機関と連携しながら解決に向けた支援を行います。（随時）

(2) 無料法律相談の実施（共同募金配分金事業）

生活の中で発生する法律的な問題の解決に向けた相談・支援を目的として弁護士による無料法律相談を実施します。（年5回）

(3) 生活困窮者に対する支援（県社協協定事業）

生活に困窮し、不安や困りごとを抱えている方の相談を受け、県や県社協、町と連携しながら支援方法を考え、必要に応じて関係機関へつなぐなどの対応を行います。

(4) 日常生活自立支援事業（県社協委託事業）

認知症高齢者、知的・精神障がい者等のうち判断能力に不安がある方が、地域で安心して生活を続けられるよう福祉サービスの利用手続きの援助や代行、利用料の支払い等の利用支援とそれに付随する金銭管理を行います。

5. 地域福祉活動の推進

(1) 地域支援体制づくり

生活支援コーディネーターを中心に町・関係団体等と協力連携し、地域資源の把握、情報の共有、既存事業の発展・拡大、サービスの検討・開発を行いながら、地域の支え合い体制づくりを推進します。また、住民の福祉ニーズの把握に努めます。

(2) 小地域福祉活動の推進

民生児童委員・福祉協力員・福祉活動推進員（自治会長）と連携・協力し、地域の福祉課題の把握、解決に向けた取り組みを行います。また、小・中学校区単位で行われる住民主体の地域福祉活動に対して、活動費を助成するなどして活性化を図ります。

(3) ふれあいいきいきサロン活動の推進

町内のいきいきサロンの活動をまとめた「サロンマップ」を作成し、活動中のサロンの周知・活性化を図るとともに活動が行われていない地区でサロン立ち上げを進めていきます。また、参加が少ない男性に対してサロンへの参加を働きかける取り組みを行います。

(4) 地域の憩いの場づくりの推進

東部地区において、住民が気軽に集い交流することができる憩いの場（くたみん）づくりを地域の方やボランティアと協力しながらイベントを開催するなどして推進します。また、八百津町親子教室に協力し、教室に通う子どもが地域の住民と交流し、社会活動に参加する機会づくりを行います。

(5) チョコっと支えあい活動・おしゃべり隊活動の推進

高齢者の孤独を予防するとともに生活上のちょっとした支援ニーズに応える互助組織「チョコっと」「おしゃべり隊」の活動について周知し、利用及びボランティアの拡大を図るとともに住民のニーズと活動を結び付けるコーディネートを行います。

(6) 地域の見守り活動の推進

生活の中で地域の変化に気を配る「みまもり隊ボランティア」の活動に関する情報発信等を通じて住民へ参加を呼びかけ、地域のゆるやかな見守り体制を充実します。

(7) 生活の支援ガイド「おたすけ帳」の更新

生活についての様々な支援団体・サービスについてまとめた「おたすけ帳」を最新の内容に更新し、町内全戸に配布します。

(8) 地域協議会の開催

町内の社会福祉法人が、地域公益事業を含む社会福祉充実計画を作成する際、地域の福祉ニーズが的確に反映されているか住民の意見を聴く地域協議会を開催します。

6. 住民の移動手段の確保

(1) 東部地域デマンド交通事業（町委託事業）

町から運行の委託を受けるデマンド交通について、利用者や地域の方の声を聞きながらより良い公共交通となるよう改善を図りながら運行を行います。

7. ボランティア活動の推進

(1) ボランティア活動の普及・啓発

ボランティア活動の活性化を目指し、ボランティアに関する体験・クイズコーナーを設けるイベント等を開催し、周知・啓発を行い住民がボランティアに関心を持つきっかけづくりを行います。

(2) ボランティア活動者の支援

ボランティア活動者が打合せや活動を行う会議室や活動に使用する器材等の貸出し、ボランティア活動保険料・活動費の助成などの支援を行います。

(3) 福祉教育の推進

①福祉協力校・福祉協力園の指定と助成（共同募金配分金事業）

町内の全ての小・中・高等学校・保育園を福祉協力校・園に指定し、各学校や保育園、地域の特色を生かし、子どもの福祉の心を育てる福祉教育・福祉活動を推進します。

②学校で行われる福祉講座への協力

車いす・ガイドヘルプ・高齢者体験などに職員の派遣、使用する器材の貸出しを行います。また、学校で行われる点字・手話学習の講師謝金の補助を行います。

(4) ボランティア団体リーダー交流・研修会の開催

ボランティア団体の活動の活性化を目的に相互に情報・意見交換する機会づくりを行います。また、他市町村のボランティア団体とも情報交換を行います。

(5) 災害ボランティア研修会の開催

町内の災害ボランティアと協力して、住民の防災意識・防災力の向上を図る取り組みを行うとともに災害発生時に設置する災害ボランティアセンターの運営に協力いただくボランティア登録者の募集を行います。

8. 在宅福祉の推進

(1) 健康・生きがいづくり

①らく楽トレーニング講座、らく楽自主トレーニング開催（町委託事業）

主に高齢者の方の介護予防と心身機能の向上を目的にトレーニング機器を使って行う運動について学ぶ講座を開催します。また、自主的に運動を行う「らく楽自主トレーニング」を月曜日から土曜日に開設し、利用者の増加を図ります。

(2) 介護者・介護従事者の支援

①介護者のつどい（町委託事業）

高齢者・障がい者を介護されている方のリフレッシュと当事者同士の情報・意見交換ができる場づくりを目的とした交流会を開催します。

②地域の介護力向上

介護の仕事に携わり介護福祉士の資格取得を目指す方等が、実践的な知識と技術を習得し、質の高い介護サービスを提供することを目的に介護福祉士実務者研修を開催します。

9. 介護保険等事業

(1) 訪問介護事業

介護保険の要介護認定により、要介護と判定された高齢者等の自宅へ訪問介護員（ヘルパー）を派遣し、身体介護や家事援助、生活等に関する相談や助言を行います。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス

要介護認定で要支援・事業対象者と判定された方の自宅にホームヘルパーを派遣し、本人に残された身体機能を活用しながら自立した生活を継続できるよう支援します。

(3) 居宅介護支援事業

要介護者からの依頼を受け、介護支援専門員（ケアマネジャー）が介護サービスの利用に関する相談・支援、サービス利用計画（ケアプラン）の作成を行います。

(4) 介護保険関連事業（町委託事業）

町から委託を受け、要介護認定のための訪問調査、住宅改修のためのケアプランの作成支援を行います。

10. 福祉援助事業

(1) 児童福祉

① 育児用品等購入費助成事業（共同募金配分金事業）

子育て中の親を支援するために1歳までの乳児が使用する紙おむつ等の育児用品の購入費を助成します。（乳児 2人目まで1万円、3人目以降3万円）

② おもちゃ病院の開設

壊れたおもちゃを修理し、子どもの物を大切にすることを育むおもちゃ病院をボランティアと協力して開設します。

③ 産前・産後サポート事業

産前・産後の時期に母親が体調不良などによって家事や育児を行うことが大変な世帯にサポートができる人材を派遣し、支援を行います。

④ 新入学児童祝い事業（共同募金配分金事業）

町内の小学校に入学する全ての新1年生の健やかな成長を願い、記念品（文房具）を贈呈します。

⑤ 子どもの学習支援・居場所づくり事業（県委託事業）

ひとり親世帯、生活困窮世帯の子どもを含む小・中学生を対象に子どもが学習や遊び等を通じて安心して過ごす居場所づくりをボランティアとともにを行います。

(2) 高齢者福祉

① ふれあい型食事サービス事業

調理・配達ボランティアの協力で月2回ひとり暮らしの高齢者・高齢者世帯等の内、希望者へ有料で夕食を配達し、ふれあい・見守りを行います。

② ひとり暮らし高齢者等訪問事業

地域のひとり暮らし高齢者・高齢者世帯を職員が訪問し、生活状況・福祉課題の聞き取り、いきいきサロンへの参加状況の確認等を行うとともにふれあい・見守りを行います。

③ 歳末訪問事業（共同募金配分金事業）

ひとり暮らしの高齢者・高齢者世帯の方に明るい新年を迎えていただけるよう町赤十字奉仕団の協力で、年末に激励品を持って訪問します。

④歳末お便り激励事業（共同募金配分金事業）

民生児童委員の協力により75歳以上のひとり暮らしの高齢者へ年賀状を作成・送付します。

⑤介護用具貸与事業（介護用ベッド、車いす、松葉づえ）

怪我や病院からの一時退院などにより、短期間介護用品が必要になる介護保険対象外の方に対して福祉用具を無料で貸し出します。介護用具のリサイクルにも取り組みます。

(3) 障がい者福祉

①障害者在宅生活自立支援事業

身体・知的・精神障がい者が自宅において自立した生活ができるようホームヘルパーが介護や家事の支援を行います。

②重度心身障がい者等へ交通費の助成（町委託事業）

重度心身障がい児・者、人工透析治療を受けている方に対し、通院のための交通費の助成を行います。

③視覚障がい者へ音訳サービス

音訳ボランティア“山びこ会”の協力で町の広報等を音訳し、町内の視覚障がい者へ郵送します。

④車いす搭載軽自動車（きぼう号）の貸出し

足が不自由な高齢者や障がい者などの外出を支援するため、車いすのまま乗り込める軽自動車の貸出しを行います。

(4) 母子・父子福祉

①仲よしシネマデイの実施（共同募金配分金事業）

ひとり親世帯の思い出づくりとして、夏休み・冬休み期間に親子で楽しめる映画券の配付を行います。（年2回）

(5) 低所得者福祉

①生活福祉資金の活用指導（県社協委託事業）

他機関からの借り入れが困難な低所得世帯、高齢者、障がい者に対し、世帯の経済的自立を目的として民生児童委員と連携しながら資金の貸付と必要な援助・指導を行います。

②コロナ特例貸付者へのフォローアップ

特例貸付の償還免除を受けた方、償還免除申請に未応答な方、償還免除に至らないものの償還が困難な方に対し、自立相談支援機関と協力してフォローアップを行います。

③生活一時資金の貸付

他の援助を受けるまでの間、一時的に生活費を必要とする方に対して本会独自に5万円を上限として資金の貸し付けを行います。

④日常生活自立支援事業利用料の助成（共同募金配分金事業）

日常生活自立支援事業の利用者の内、所得が少ない方に対して利用料の半額を助成します。

⑤フードドライブへの取り組み

病気や障がい、失業などにより困窮状態となり、食べる物に困る方があった場合に提供する食品の備蓄を町内の企業、社会福祉法人、住民と協力して行います。

(6)被災者福祉

①災害見舞金の支給

自然災害や火災により重大な被害を受けた世帯に対して災害見舞金を支給し、生活の援助を行います。

②災害被災者支援活動

町内で大規模災害が発生し、ボランティアの受入れが必要となった際に災害ボランティアセンターを立ち上げ、被災者のニーズ調査、ボランティアの募集、受入れたボランティアの派遣調整等を行います。また、必要に応じて赤十字奉仕団の協力で炊き出しを実施します。

(7)その他の福祉

①戦没者合同追悼式の開催（町補助事業）

町内の戦没者を追悼し、平和を祈念する追悼式典を町連合遺族会、町と協力して開催します。

1 1. 運営基金の造成

(1)運営基金の積立と活用

福祉充実計画に基づく事業の適正な実施と合わせ、運営基金の積立・有効活用について検討を行います。

1 2. 共同募金運動等への協力

(1)赤い羽根募金・歳末たすけあい募金

自治会を通じて共同募金運動の意義・目的についての周知を行い、理解と関心を高め、募金の拡大に努めます。また、法人や社会福祉施設への募金の募集、産業祭での街頭募金、福祉センター等での窓口募金を実施します。（10～12月）

(2)その他の募金（災害義援金等）

大規模な自然災害などが発生した場合に被災した都道府県の共同募金会が行う災害義援金の募集に対し、迅速かつ適切な対応を行います。

1 3. その他

(1)レクリエーション器具などの貸出し

いきいきサロンなどで使用するレクリエーション用具を整備するとともにワイヤレスマイク機器、プロジェクター、スクリーン、ハンディカラオケ、DVDデッキ、ハンドベル等の貸出しを行います。

(2)福祉教育に使用する器材、書籍の貸出し

学校の福祉教育の中で使用する高齢者体験セットや点字板、白杖、アイマスク、点字や手話に関する資料の貸出しを行います。

(3) 福祉関係者及び団体の活動支援

本会が事務局となっている福祉関係団体の支援を行うとともに活動の周知・情報発信を充実し、積極的な参加を促します。

- ・町老人クラブ連合会
- ・町身体障がい者福祉協会
- ・町赤十字奉仕団